



飲酒運転の根絶！

滋賀県では、飲酒運転による事故が後を絶ちません！

	平成29年	平成28年	増減数	増減率
発生件数	52	49	3	6.1
死者数	3	2	1	50
負傷者数	67	67	0	0



上の表は「飲酒運転が関係する事故」の状況です。平成29年は、前年と比べ発生件数と死者数が、増加しています。

また、今年は8月末現在で、発生件数20件で、亡くなられたのは0人、傷者が37人で、件数、死者、傷者とも前年同期と比べ減少しています。

- お酒を飲んだら、絶対に運転はしない
- お酒を飲んだ人には、車を貸さない
- 運転する人には、お酒を出さない・すすめない
- お酒を飲んだ人には運転をさせない・同乗しない



飲酒運転は犯罪です！

運転者に対する処罰

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者以外の周囲の責任についての処罰

車両提供者は運転者と同じ処罰

- 運転者が酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供・車両の同乗者

- 運転者が酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金